

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月14日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社エヌ・ワイエステート 香川県坂出市西大浜北四丁目5番25号
大規模小売店舗の名称及び所在地	ザグザグ高松鬼無店 高松市鬼無町佐藤54番地1 外6筆
変更しようとする事項	(1)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 (変更前) 午後9時45分 (変更後) 午後12時00分 ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前8時45分から午後10時00分まで (変更後) 午前8時30分から午前0時30分まで ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 午前7時00分から午後9時00分まで (変更後) 午前6時00分から午後10時00分まで
変更する年月日	平成30年3月31日
変更する理由	営業政策のため

2. 届出年月日

平成30年3月30日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年5月14日から平成30年9月14日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年9月14日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ